

奈良県告示第三百九十六号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成二十九年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 土地区画整理組合の名称

榛原井之谷特定土地区画整理組合

二 事務所所在地

宇陀市榛原榛見が丘一丁目五番地の一

三 施行地区

宇陀市榛原榛見が丘一丁目及び榛原榛見が丘二丁目

四 事業施行期間

平成五年十月二十六日から平成三十年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日

平成五年十月二十六日

六 変更の内容

事務所の所在地を宇陀市榛原下井足一九三四番地の八メゾン榛原一〇二号に変更し、
公告の方法を宇陀市役所の掲示場への掲示に変更した。

七 変更認可の年月日

平成二十九年一月三十一日